

(裏面)

長野県の区域 (長野市の区域を除く。) 内において営業を行う営業所の名称、所在地及び業務主任者の氏名	営業所	名称	
		所在地	電話 () 番
		業務主任者の氏名	
	営業所	名称	
		所在地	電話 () 番
		業務主任者の氏名	
	営業所	名称	
		所在地	電話 () 番
		業務主任者の氏名	
	営業所	名称	
		所在地	電話 () 番
		業務主任者の氏名	
	営業所	名称	
		所在地	電話 () 番
		業務主任者の氏名	

(様式第2号) (第13条の3関係)

屋外広告業登録事項変更届

年 月 日

長野県知事 殿

住所

申請者

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話

()

番

屋外広告物条例第20条の4第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日及び登録番号	年 月 日	
	第 号	
変更の年月日	年 月 日	
変更事項 (該当するものを○で囲むこと。)	変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称 ・住所 ・代表者の氏名 (法人の場合に限る。) ・営業所の名称 ・営業所の所在地 ・役員の氏名 (法人の場合に限る。) ・法定代理人の氏名 (未成年者である場合に限る。) ・法定代理人の住所 (未成年者である場合に限る。) ・業務主任者の氏名 ・業務主任者の所属する営業所の名称 		

(様式第3号) (第13条の4関係)

屋外広告業廃業等届

年 月 日

長野県知事 殿

住所
届出者
氏名

㊦

屋外広告物条例第20条の5第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等をした屋外 広告業者	登 録 番 号	
	登 録 年 月 日	
	氏 名 又 は 名 称	
廃業等をした日	年 月 日	
廃業等の理由	(該当するものを○で囲むこと。 廃業・死亡・合併・破産手続開始の決定・解散	
廃業等をした屋外 広告業者との関係	(該当するものを○で囲むこと。 本人・相続人・代表役員(元代表役員を含む)・破産管財人・ 清算人	

(様式第4号)(第13条の8関係)

第	号
所 属 職氏名	
屋外広告物条例第22条の4第3項の規定による身分証明書	
年 月 日交付	
長野県知事	印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)
- 2 長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。
第9条中「長野県景観条例施行規則(平成4年長野県規則第41号)第6条各号に」を「次に」に改め、同条に次の各号を加える。
 - (1) 独立行政法人雇用・能力開発機構
 - (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構
 - (3) 独立行政法人緑資源機構
 - (4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - (5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - (6) 独立行政法人水資源機構
 - (7) 独立行政法人都市再生機構
 - (8) 独立行政法人環境再生保全機構
 - (9) 日本郵政公社
 - (10) 日本下水道事業団
 - (11) 地方住宅供給公社
 - (12) 土地開発公社
 - (13) 地方道路公社

建築管理課土地・景観室

長野県景観条例に基づく景観育成重点地域における届出を要しない行為の規模等を定める規則をここに公布します。

平成18年3月23日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第12号

長野県景観条例に基づく景観育成重点地域における届出を要しない行為の規模等を定める規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第10条第4項第6号及び第5項の規定により、景観育成重点地域における景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第16条第1項の規定による届出を要しない行為の規模等を定めるものとする。
(届出を要しない行為の規模等)
- 第2条 景観育成重点地域における長野県景観条例第10条第1項第6号の規則で定める工作物は、別表の第1欄に掲げる景観育成重点地域について、同表の第2欄に掲げる工作物とする。
- 2 景観育成重点地域における長野県景観条例第10条第1項第6号の規則で定める規模は、別表の第1欄に掲げる景観育成重点地域における同表の第3欄に掲げる行為について、同表の第4欄に掲げる規模とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(別表) (第2条関係)

景観育成重点地域の名称	工作物	行為	規模
浅間山麓景観育成重点地域	(1) コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の高さ13メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分の床面積20平方メートル以下であるもの
	(2) 自動車車庫の用途に供する施設	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積25平方メートル以下であるもの
	(3) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設	(3) 第2欄の(1)から(4)までに掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)	当該工作物の高さ13メートル以下であり、かつ、築造面積20平方メートル以下であるもの
	(4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	(4) 第2欄の(5)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ8メートル以下であるもの
	(5) 電気供給又は電気通信のための施設	(5) 第2欄の(6)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ5メートル以下であるもの
	(6) この欄の(1)から(5)までに掲げる工作物以外の工作物	(6) 土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる ^{のり} 法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの

		(7) 法第16条第1項第3号及び景観法施行令(平成16年政令第398号。以下「政令」という。)第4条第1号に掲げる行為(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)	変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる ^{のり} 法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの
		(8) 政令第4条第4号に掲げる行為	その高さ3メートル以下であり、かつ、その用に供される土地の面積100平方メートル以下であるもの
ハヶ岳山麓景観育成重点地域	(1) コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの (2) 自動車車庫の用途に供する施設 (3) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設 (4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 (5) 電気供給又は電気通信のための施設 (6) この欄の(1)から(5)までに掲げる工作物以外の工作物	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の高さ13メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分の床面積20平方メートル以下であるもの
		(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積25平方メートル以下であるもの
		(3) 第2欄の(1)から(4)までに掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ13メートル以下であり、かつ、築造面積20平方メートル以下であるもの
		(4) 第2欄の(5)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ8メートル以下であるもの
		(5) 第2欄の(6)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ5メートル以下であるもの

		<p>(6) 土石の採取又は鉱物の掘採</p>	<p>地形の外観の変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの</p>
		<p>(7) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)</p>	<p>変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの</p>
		<p>(8) 政令第4条第4号に掲げる行為</p>	<p>その高さ3メートル以下であり、かつ、その用に供される土地の面積100平方メートル以下であるもの</p>
<p>国道147号・148号沿道景観育成重点地域</p>	<p>(1) コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの (2) 自動車車庫の用途に供する施設 (3) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設 (4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 (5) 電気供給又は電気通信のための施設 (6) この欄の(1)から(5)までに掲げる工作物以外の工作物</p>	<p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p>	<p>当該建築物の高さ13メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分の床面積20平方メートル以下であるもの</p>
		<p>(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積25平方メートル以下であるもの</p>
		<p>(3) 第2欄の(1)から(4)までに掲げる工作物の建設等</p>	<p>当該工作物の高さ13メートル以下であり、かつ、築造面積20平方メートル以下であるもの</p>
		<p>(4) 第2欄の(5)に掲げる工作物の建設等</p>	<p>当該工作物の高さ8メートル以下であるもの</p>

		(5) 第2欄の(6)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ5メートル以下であるもの
		(6) 土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの
		(7) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)	変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの
		(8) 政令第4条第4号に掲げる行為	その高さ3メートル以下であり、かつ、その用に供される土地の面積100平方メートル以下であるもの
高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域	(1) コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の高さ13メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分の床面積20平方メートル以下であるもの
	(2) 自動車車庫の用途に供する施設	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積25平方メートル以下であるもの
	(3) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設	(3) 第2欄の(1)から(4)までに掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ13メートル以下であり、かつ、築造面積20平方メートル以下であるもの
	(4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	(4) 第2欄の(5)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ8メートル以下であるもの
	(5) 電気供給又は電気通信のための施設		
(6) この欄の(1)から(5)までに掲げる工作物以外の工作物			

		(5) 第2欄の(6)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ5メートル以下であるもの
		(6) 土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる ^{のり} 法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの
		(7) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)	変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる ^{のり} 法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの
		(8) 政令第4条第4号に掲げる行為	その高さ3メートル以下であり、かつ、その用に供される土地の面積100平方メートル以下であるもの

(備考) この表の各項の第3欄の(1)から(5)までに掲げる行為にあつては、当該行為に建築物又は工作物の外観に公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠(面積が3平方メートルを超えるものに限り、営利を目的としないものを除く。)があるもの(当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。)を除く。

建築管理課土地・景観室

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成18年 3月23日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第13号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「機動隊」を「機動捜査隊、機動隊」に改める。
別表第1の13中「機動隊」を「機動捜査隊 機動隊」に改める。

附 則

この規則は、平成18年3月24日から施行する。

会 計 課

公安委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則をここに公布します。

平成18年 3月23日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

長野県公安委員会規則第4号

公安委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則

長野県公安委員会が保有する個人情報に係る長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)の施行については、長野県個人情報保護条例施行規則(平成3年長野県規則第19号)の規定の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

広 報 課